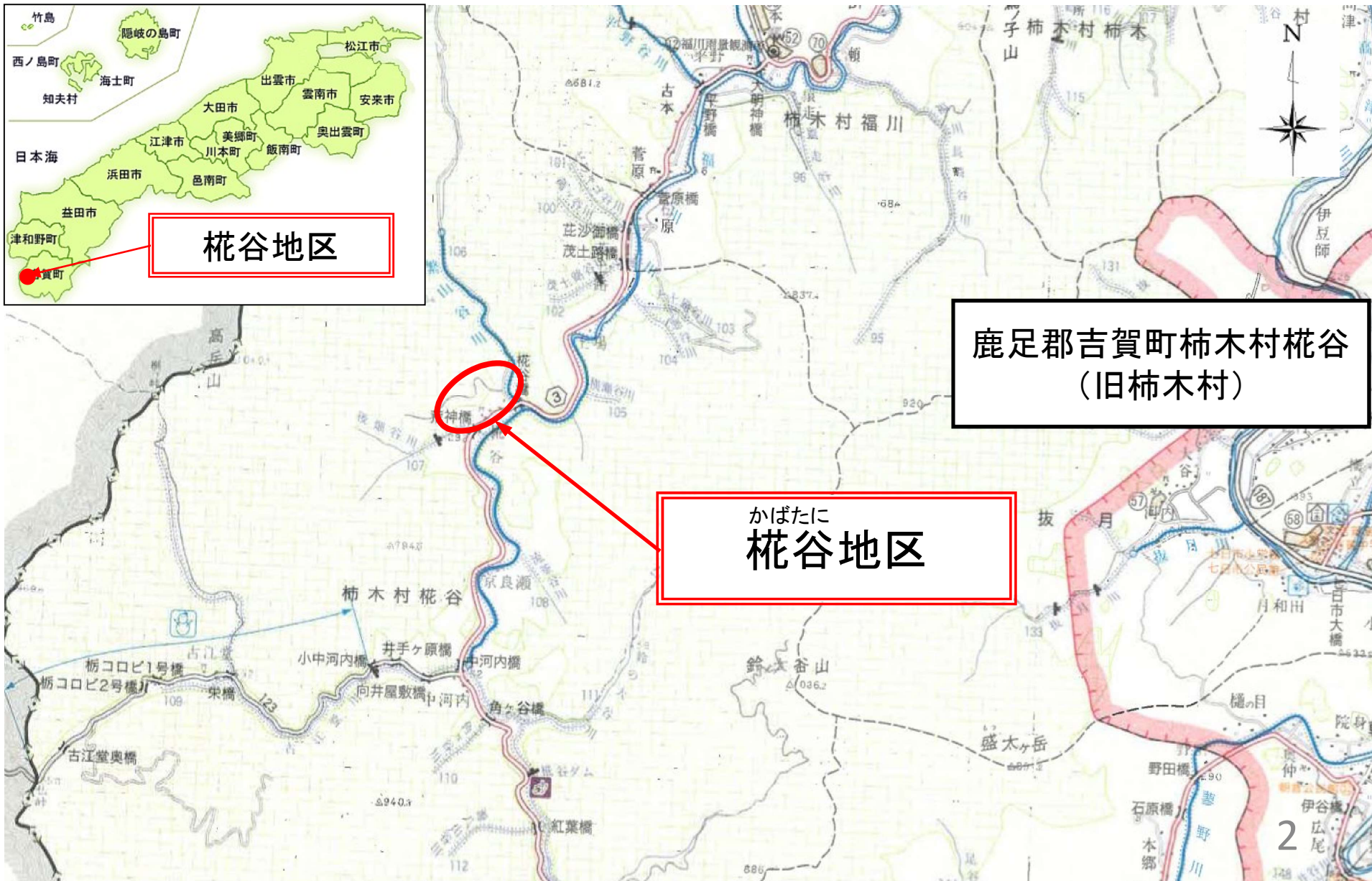


島根県土木部砂防課 再評価対象事業

⑩ かばたに 栴谷地区 急傾斜地崩壊対策事業

(事業採択後5年を経過した後も未着手の事業)

かばたに
10 栴谷地区 急傾斜地崩壊対策事業 ～ 事業位置 ～



⑩ 栳谷地区 急傾斜地崩壊対策事業～事業概要・導入の経緯～



- 事業位置: 鹿足郡吉賀町柿木村栳谷
- 事業費 : 234, 000千円
- 事業概要: 待受擁壁工220m
- 事業採択年度 H25
- 完了予定年度 R6
- 進捗率 8%

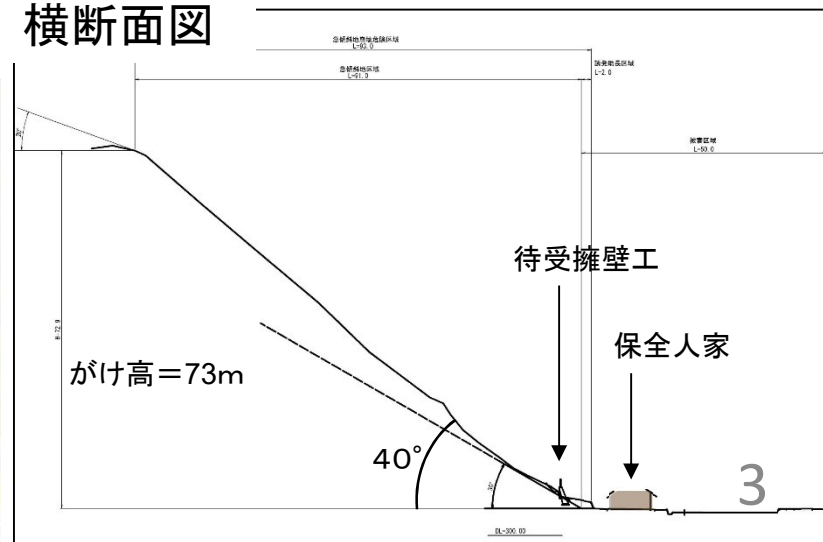


斜面転石状況



集会所裏斜面状況

横断面図



10

栴谷地区

急傾斜地崩壊対策事業～ 保全対象について～

凡 例

- 道路
- 保全人家
- 急傾斜地
- 被害想定区域
- 写真撮影箇所



①全景

保全対象
 人家 3戸
 県道 58m
 集会所(避難所) 1箇所
 B/C=1.66



③保全対象



②栴谷集会所(避難所)

主要地方道新南陽津和野線

⑩ 栴谷地区 急傾斜地崩壊対策事業～ 事業の進捗状況 ～

①調査設計・用地調査(H25～H26)

②地元間の土地境界の調整と、それに伴う地図混乱により境界確定が困難となり、用地交渉及び取得ができなかった。
(H27～H29)

地図訂正必要箇所

待受擁壁工

地籍調査

凡 例

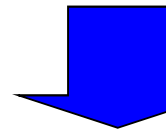
- 施工完了
- 今年度実施
- 来年度以降実施
- 急傾斜区域
- 被害想定区域

③地元及び吉賀町と調整の上、法務局と協議した結果、H31(R1)より「社会資本整備円滑化地籍整備交付金事業」により土地境界の整理・確定を実施することとした。

⑩ 栴谷地区 急傾斜地崩壊対策事業の継続について

当地区は人家の他、集会所(避難所)、幹線道路(県管理の主要地方道)があり、住民は対策工事の早期完成を要望されている。

人家裏には急峻且つ長大な斜面が存在しており、斜面には不安定な転石も数多く確認されている。人家裏は待受擁壁工等の対策工事が施工されていない。



事業中止した場合

豪雨等によりがけ崩れが発生した場合、人家・集会所(避難所)・幹線道路(県道)が保全できない。

斜面下の人家・集会所・道路に甚大な被害が生じる